

佐賀県指令 30 東土第 1870 号

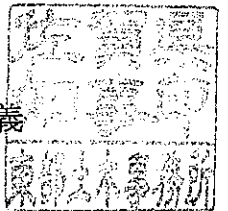
佐賀市兵庫北二丁目27番16号

株式会社 トーヨーハウジング
代表取締役 吉岡 政弘

平成31年1月22日付けで申請の 神埼 都市計画区域内に
おける開発行為については、都市計画法(昭和43年法律第100号)第35条の2
第1項の規定により、次のとおり許可する。

平成31年2月21日

佐賀県知事 山口 祥義



1 地域の名称

神埼市神埼町田道ヶ里字平三本松3038-1

2 面積

3,323.29平方メートル

3 予定建築物等

宅地分譲(12区画)

4 条件

- (1) 工事施工中は、崖面の崩壊、土砂の流出、出水等の災害を防止するために万全の措置を講ずるとともに、交通の妨害となる行為その他公衆に迷惑を及ぼす行為をしないようにすること。
- (2) 事業主及び工事施工業者は、工事を廃止し、又は停止したときは、直ちに工事によって損なわれた公共施設の機能を速やかに復旧するとともに、工事の廃止又は停止によって生じる災害を防止するため万全の措置を講ずること。
- (3) 許可を受けた開発行為の内容を変更しようとするときは、事前に協議を行うこと。